

高島市災害時受援計画

令和6年2月策定

 高 島 市

目次

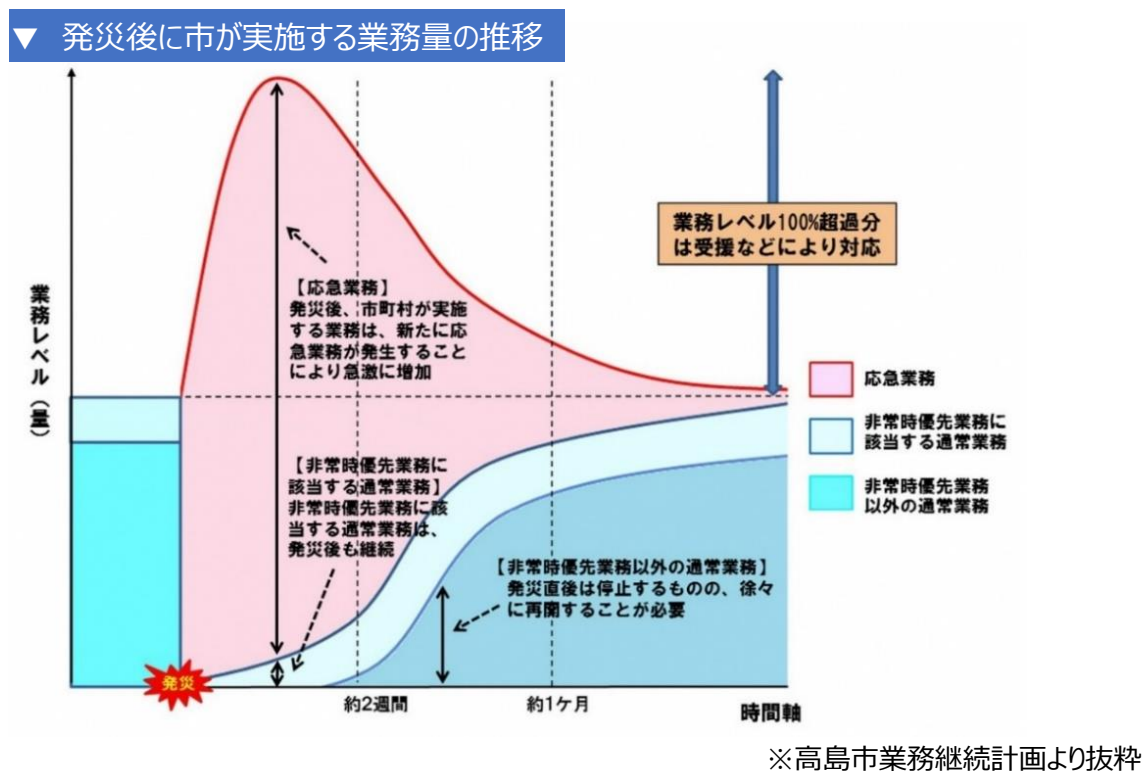
第1章 総則	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 受援業務の範囲	
4. 応援要請の法的根拠	
5. 費用負担	
第2章 人的受援	7
1. 人的受援の体制	
2. 国・県等への応援要請	
3. 自衛隊災害派遣要請	
4. 人的受援の手順災害	
5. ボランティアの受け入れ体制	
第3章 物的受援	19
1. 物的受援の体制	
2. 物資の受入手順	
3. 支援物資の種類	
4. 物資支援の拠点	
第4章 応援を受け入れるうえでの心構え	25
1. 躊躇ない応援の要請	
2. 災害マネジメントの重要性	
3. 応援職員等の受け入れと管理・配置調整	
4. 業務を任せきりにしない	
第5章 平時からの取り組み	26
1. 受け入れ体制の準備	
2. 応援協定の実行性強化	
3. 継続的な計画の見直し	

第1章 総則

1. 計画策定の目的

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震など、大規模災害が発生した被災地においては、甚大な被害が発生する一方で、行政機能が著しく低下することにより、被災住民等からの支援のニーズや応援自治体・防災関係機関等の受け入れ対応が十分に行えなかった事態が浮き彫りとなった。本市においても、大規模地震等が発生した場合には、地域防災計画および業務継続計画（BCP）に基づき、必要な人員や物資を確保して災害対応に当たることとなるが、膨大な災害対応業務が発生する中、本市単独で対応することが困難な状況が予測される。

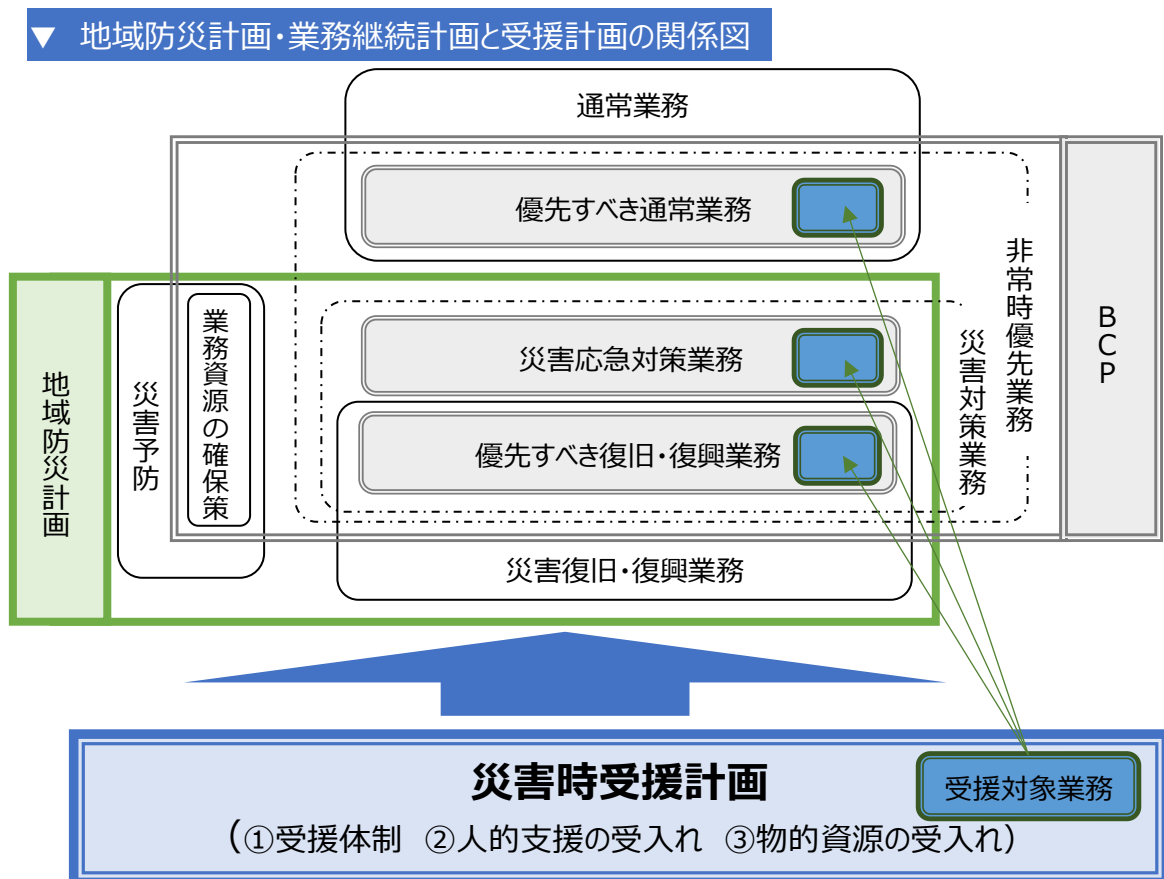
「高島市災害時受援計画」（以下「本計画」という。）は、これらを踏まえ大規模災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を実施する上で不足するヒトや物資を補うための計画として、受援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受け入れ準備等の具体的な組織、ルール、手順等、市における受援体制を定め、他自治体等からの応援職員や支援物資の効果的な活用を図ることを目的とする。



2. 計画の位置づけ

「受援計画」は、「地域防災計画」と「業務継続計画」に定める業務のうち、外部からの応援職員や支援物資を円滑に受け入れ、最大限に活用する体制を整備することによりその実効性を確保するための計画に位置付ける。具体的には、非常時優先業務の中から受援対象業務を選定したうえで、当該業務の担当部署や人的支援の受け入れ、物的資源の受け入れ等に関する手順等を定め、さらには関係機関等とあらかじめ調整しておくことにより、より迅速に対応することを可能にするものである。

なお、「地域防災計画」は、地方公共団体の防災対策を定めた計画であり、自治体や防災関係機関等が連携して実施すべき「災害予防計画」、「災害応急計画」、「災害復旧・復興計画」を定めており、「業務継続計画」(BCP)は、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源の制約を伴う状況下において、優先的に取り組むべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定め、大規模災害の発生時にあっても実施すべき業務を絞り込み、適切な業務執行を確保するための計画としている。



3. 受援業務の範囲

受援には、「人的な受援の受け入れ」と「物的な受援の受け入れ」の2種類がある。

(1) 人的受援

大規模災害が発生した場合の被災自治体に対する人的受援は、主に初動期、応援期および復旧期（初期）を対象とした受援（災害対策基本法または相互受援協定または相互受援協定に基づく受援いわゆる「短期派遣」と、主に復旧期（中期以降）および復興期を対象とした派遣（地方自治法に基づく派遣いわゆる「中長期派遣」）が想定されることから、本計画では、初動期から復旧期（初期）までの各フェーズにおいて発生し得る受援対象業務を広く網羅しつつ、「初動期・応急期における短期派遣」に係る業務に関し、円滑な受援のための手順を明確化する。

初動期・ 応急期・ 復旧期（初期）	<p>災害対策基本法に基づく受援</p> <p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、受援職員は身分の異動を伴わない。なお、受援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、受援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の受援</p>	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	<p>相互受援協定に基づく受援</p> <p>地方公共団体間での災害時相互受援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、受援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互受援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
復旧期（中期以降）・ 復興期	<p>地方自治法に基づく派遣</p> <p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。</p> <p>【根拠】 地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など</p>

※地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）より抜粋

■ 応援団体と応援内容

応援団体		応援内容
国 指定行政機関 指定公共機関 等	自衛隊	災害派遣部隊の派遣
	消防庁	緊急消防援助隊の派遣
	警察庁	警察災害派遣隊の派遣
	総務省	災害マネジメント総括支援員の派遣
		災害時テレコム支援チームの派遣
	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
		全国被災建築物応急危険度判定士の派遣 被災住宅地危険度判定士の派遣
	農林水産省	サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）の派遣
	厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の派遣	
内閣府	災害時情報集約支援チーム	
滋賀県	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援	
	滋賀県警からの応援	
	滋賀県消防相互応援協定に基づく応援	
	関西広域連合の調整による応援	
	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣	
	災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣	
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく 応援（全国知事会の調整）	
	全国市長会・全国町村会の調整による応援	
協定締結自治体	災害時相互応援に関する協定	
	滋賀県市長会災害相互応援協定	
	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援協定	
	親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定	
民間事業者	本市と応援協定を締結している民間企業等からの応援	
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援	

(2) 物的受援

物資の流通が回復しない時期においては、在宅避難者や被災していない市民にも一定程度の支援を実施することが必要であることから、大量の物資を迅速かつ的確に供給する体制を構築する必要があり、被災者への物的支援は、避難所生活者数がピークとなる時期の対応が特に重要になることから、本計画では「**初動期から復旧期（初期）**」までを対象とし、手順を明確化する。

■対象とする物的支援の内容

応援項目	応援内容
物資の調達	支援物資（国や滋賀県、他の自治体等から供給されるもの）
	調達物資（災害時応援協定を締結している指定業者等からの調達するもの）
	義援物資（法人又は個人からの任意で市に提供される物資）
物資の輸送	物資集積所の開設・運営
	物資輸送

4. 応援要請の法的根拠

■応援要請の法的根拠等

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第68条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第44条及び第45条
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第68条の2第1項
	他市町村等	応援の要求	災害対策基本法第67条第1項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
物的支援	国県からの物資供給	物資又は資器材の供給	災害対策基本法第86条の16
	災害時応援協定に基づく調達	物資の供給	各種災害時応援協定

5. 費用負担

協定に基づく応援の場合、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等に対する応援市町と受入市町の負担割合等はそれぞれの協定に基づくものとする。また、協定等に基づかない応援の場合、応援に要する費用は、原則として本市が負担する。

ただし、災害救助法が適用される場合、対象経費は追って県から支弁されることとなる。

■ 主な受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみ
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積場所運営	物資集積場所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため

○救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

○上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第1号）。

※ 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）より抜粋

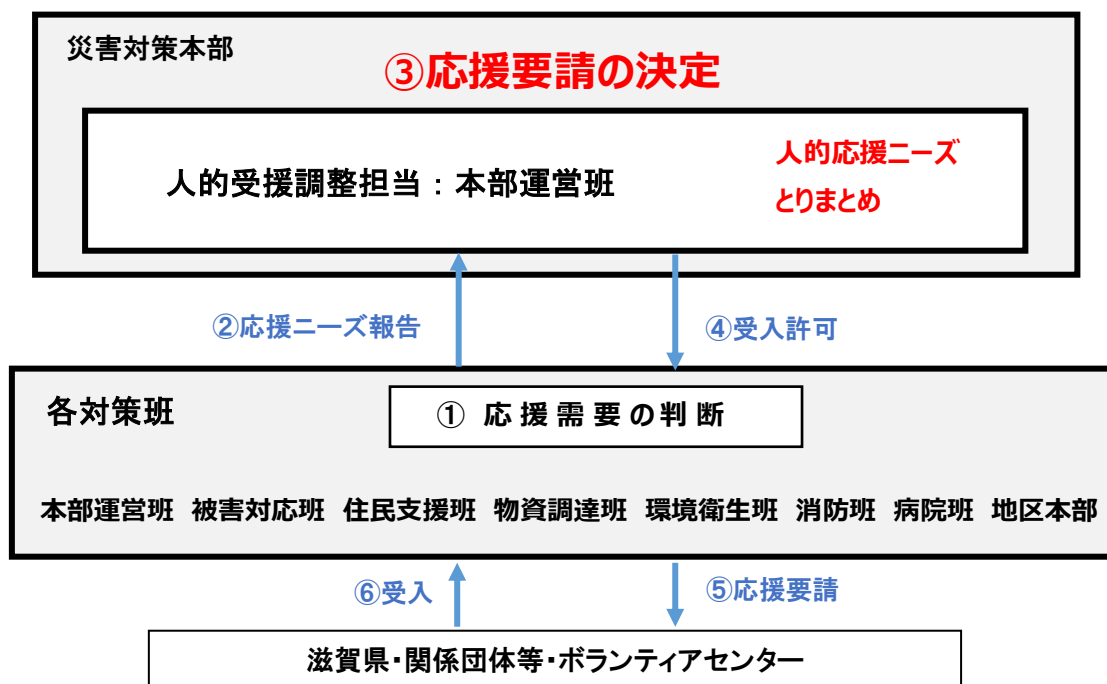
第2章 人的受援

1. 人的受援の体制

大規模災害時には受援を統括する組織がないと、全体の把握ができなくなったり、災害対応現場のニーズが迅速かつ的確に応援部隊に伝わらなかつたりするなどの問題が発生する恐れがある。したがって、大規模災害時における他都市等からの人的支援を円滑に受け入れるため、災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）内に「人的受援調整担当（本部運営班より選出）」を設置するとともに、災害対策本部における各対策班（以下、「対策班」という。）に「受援担当者」を選任するなど、受援体制を整備しておくことで、受援に関する全体像の把握や各対策班への人員配置の円滑化を図ることとする。各対策班は、応援需要を把握し、各対策班の受援担当者（以下、対策班受援担当という。）を通じて、受援調整担当に応援を要請し、外部からの応援職員は各対策班で受け入れる。

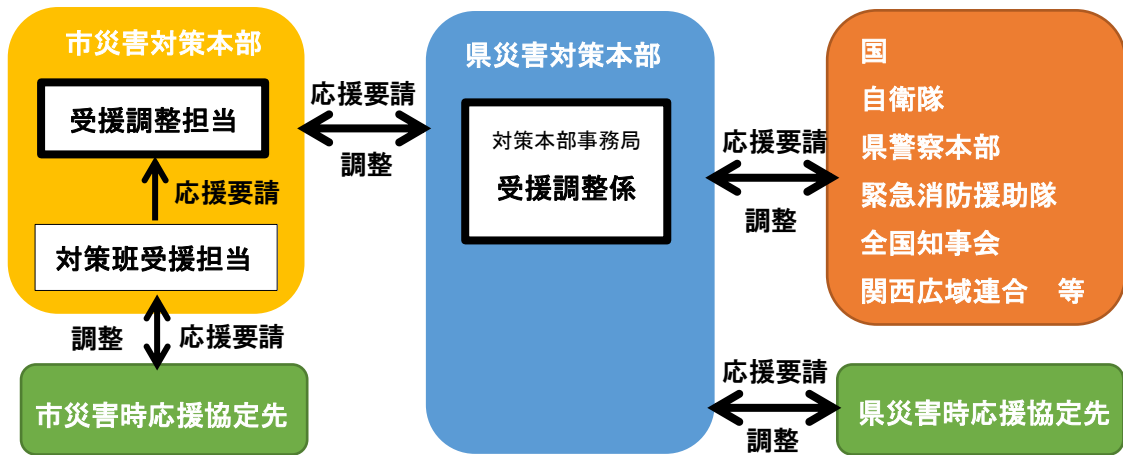
また、ボランティアの受け入れに関しては、市が設置し、高島市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが行う。

▼ 人的受援体制の概要図



2. 国・県等への応援要請

国や県、関西広域連合等広域応援協定団体への応援要請は、滋賀県が窓口として要請することとなる。大規模災害時には、発災直後、滋賀県災害対策本部事務局内に受援調整係が設置されることから、人的受援調整担当は災害対策本部会議で決定した国・県等への応援要請をとりまとめ、県の受援調整係に依頼する。



■ 国等による主な支援

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	人命救助、生活支援（給食・給水）、物資輸送 等
消防庁	緊急消防援助隊	延焼防止等消火活動、要救助者の検索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	検死、死体見分および身元確認、緊急交通路の確保
総務省	災害マネジメント総括支援員	被災市町村長への助言、幹部職員との調整、応援派遣二ーズの把握等のマネジメント支援
	災害時テレコム支援チーム	情報通信サービスに関する被害状況の把握、技術的助言や移動電源車の貸与
文部科学省	被災文教施設応援危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム	急性期からの医療活動、被災地外への広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム	被災地での精神保健活動
農林水産省	サポートアドバイスチーム	被災状況の迅速な把握および早期復旧に向けた技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊	被災状況の迅速な把握および早期復旧に向けた技術支援
	全国被災建築物応急危険度判定協議会	被災建築物の応急危険度判定
	被災住宅地危険度判定連絡協議会	被災住宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク	仮置場の確保・管理運営・ごみ処理・運搬に関する現地支援
内閣府	災害時情報集約支援チーム	二ーズに応じて災害情報を集約、地図化し、専用 Web サイトやメール等による PDF 形式での提供

※自衛隊の災害派遣については、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長が県知事に要請するが、連絡調整は受援調整担当で行う。

3. 自衛隊災害派遣要請

(1) 通常の派遣要請

市長は、人命および財産の救助のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認められる場合、以下の三点を検討し、滋賀県防災行政無線により知事に対して自衛隊派遣要請を行い、事後「災害の状況及び派遣を要請する事由」、「派遣を希望する期間」、「派遣を希望する区域及び活動内容」および「受入場所」を明記した文書を提出する。(災対法第 68 条 2 第 1 項) **連絡先：滋賀県防災危機管理局**

- ① 公共に秩序を維持するため、人命や財産の社会的な保護の必要性（公共性）
- ② 災害の状況に応じた緊急性
- ③ 自衛隊の対処が必要な非代替性

(2) 緊急時の直接通知

急迫した事態等により、知事への要請ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に対して直接通知することができる。(災対法第 68 条 2 第 2 項) **連絡先：陸上自衛隊第 3 偵察戦闘大隊**

■ 災害派遣部隊の活動範囲

活動の種類	内 容
情報収集活動	車両・航空機等による被害状況の把握および情報提供
人命救助活動	捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、避難誘導支援
緊急輸送	患者および人命救助に必要な人員、物資等の車輛や航空機等による輸送
消火活動	利用可能な消防車、消火・防火用具による消防機関への協力
危険物の除去	火薬類、爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
土木活動	道路、水路の応急復旧、堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧、応急橋梁の構築
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障ない限度において、各種有・無線活動を支援
医療・救護活動	応急医療、防疫活動および医療器具、血液・薬品等の輸送
被害者生活支援	被災地、避難地における炊飯・給水・入浴支援

■ 受援を必要とする主な業務

① 災害対策本部の設置と災害マネジメント

- ・ 災害時、速やかに災害対策本部を立ち上げ、災害対応の方向性を決定
- ・ 刻々と変わる状況に応じて必要な対策を講じる「災害マネジメント」を実施

② 発災時被災者支援

- ・ 被災者の命や安全衛生を守るため、水や食料、物資、生活環境等を確保
- ・ 今後の生活再建支援等も視野に入れ、被災者の状況を定期的に把握
- ・ 住民による自主運営への移行を視野に入れた避難所運営

③ 災害廃棄物の処理

- ・ 初期対応が遅れると街中に災害廃棄物があふれるため、仮置き場を確保
- ・ 効率的な処理のため人を配置し分別管理
- ・ 腐敗性の廃棄物を優先的に処理するため、他地方公共団体等へ支援を要請

④ 罹災証明書の交付

- ・ 各種被災者支援策の判断材料に活用されるため早期に交付できる体制を整備
- ・ 災害による被害を判定するため認定調査を実施
- ・ 被害認定調査結果に基づき罹災証明書を交付

⑤ 応急対応時被災者支援策

- ・ 住民ニーズを把握し、仮設住宅の設置等住まいの確保を支援
- ・ 総合的相談窓口の設置により被災者の健康管理や心のケア、経済や生活を支援

⑥ 復旧に関する業務

- ・ 市民生活に支障が出るため、災害により損傷した公共施設等を早期に復旧
- ・ 補助制度を用いる場合、被害の大きさ、復旧計画、マンパワーや費用等を把握

4. 人的受援の手順

(1) 応援要請

① 応援要請の必要性を判断

各対策班は、非常時優先業務の実施にあたって、参集状況等を鑑み、人的資源が不足する場合は、応援要請の必要性について判断し、「**応援要請書**」(様式1)を作成して人的受援調整担当に要請する。

② 応援要請の決定

人的受援調整担当は、各対策班から提出された応援要請書を集約し、市役所内で人的資源を調整したうえで人的資源が不足する場合は、災害対策本部会議(以下、「本部会議」という。)で協議を行い、本部長が決定する。

なお、緊急・その他の事情により本部会議を開催できない場合は、会議を開催せず本部長が決定する。

また、各対策班内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合の応援要請の決定は、各対策班の本部員(部局長)が行い、速やかに「**応援要請報告書**」(様式2)を作成し、要請を行った旨を人的受援調整担当に報告する。

③ 応援要請の実施

応援要請は各対策班で、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について、応援団体に電話等で連絡をとり、応援の要請を行い、その後、応援要請文書を提出する。

④ 応援要請状況の災害対策本部会議への報告

人的受援調整担当は、各対策班からの応援要請の実施状況等についての報告を取りまとめ、本部会議の開催の度に報告する。

(2) 受援準備

① 応援団体との連絡調整

対策班受援担当は応援団体と連絡調整を行い、応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について、事前に把握しておく。

応援者には、下記を参考に必要な物資等持参することを呼びかけることとする。

■ 応援職員等に持参をすることを呼びかける物資

- ・食料、飲料 ・寝袋、毛布、キャンプマット
- ・簡易トイレ・車両（燃料含む） ※車両を必要とする業務の場合
- ・パソコンおよび通信機器 ・地図

② 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則として対策班受援担当で準備する。

ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足することが想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう要請する。

③ 応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、対策班受援担当が中心となり、各部各対策班の執務スペースや所管施設を活用する。

ただし、対策班受援担当において確保できない場合は、人的受援調整担当に要請し、受援調整会議を開催して必要な施設等を確保する。

④ 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

対策班受援担当は、応援職員等に要請する業務内容・手順等を整理しておくこととし、「業務別受援シート」や別途業務マニュアル等を作成し、応援職員等に配布することができるよう準備しておく。

⑤ 応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

応援期間中における応援職員等の宿泊場所や移動手段については、応援団体が自ら確保することを基本とするが、応援団体による確保が困難な場合は、宿泊場所は人的受援調整担当が中心となり宿泊施設や市の所管施設等を活用して確保し、移動手段は公用車等を活用して確保する。

また、応援職員等の食料・飲料水等については、応援団体が自ら確保することを基本とするが、応援団体による確保が困難な場合は、対策班受援担当が必要数等を取りまとめて、物資調達班、に要請して調達する。

■ 応援職員等の受入れに当たり配慮すべき事項

項目	内容
スペースの確保	○応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ○可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	○執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	○執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する あっせん等	○応援職員等の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ○被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

(3) 応援職員等の受入れ

① 応援職員等の受付

対策班受援担当は、予め集合場所を指定し、その場で応援職員等の受付を行う。

また、その際に団体名や氏名、活動期間、滞在場所を明記した「**応援職員等名簿**」**(様式3)**を作成し、人的受援調整担当に写しを提出し、原本は対策班受援担当で保管する。

② 業務内容等の説明

応援職員等が行う業務の内容や手順については、対策班受援担当が説明する。

③ 応援職員等の受入れの報告

応援職員等を受入れた場合、対策班受援担当は「**受援状況報告書**」**(様式4)**を作成し、速やかに人的受援調整担当に報告する。

人的受援調整担当は、市全体の応援職員等の受入れ状況を取りまとめ、本部会議に報告する。

(4) 受援による業務の実施

① 応援職員等との情報共有

対策班受援担当は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有を行うものとする。

② 応援職員等の業務管理

対策班受援担当は、応援職員等による業務の実施状況を把握し、業務量および必要人員を勘案して、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

③ 応援職員等の交代に係る対応

対策班受援担当は、応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮するとともに、引継ぎに際しては必要に応じて「**事務引継書**」(様式5)を活用する。

また、応援職員等の交代の都度、更新した「**応援者名簿**」(様式3)の写しを人的受援調整担当に提出する。

④ 業務実施状況の報告・調整

対策班受援担当は、応援職員等による業務の実施状況について、適宜、「**受援状況報告書**」(様式4)を作成し、人的受援調整担当に報告する。

人的受援調整担当は、市全体の受援状況を取りまとめて、本部会議に報告するとともに、必要な調整を行う。

(5) 受援の終了

対策班受援担当は、受援対象業務が終了する、又は業務に必要な人員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受援終了の判断をし、各本部員(部局長)が決定する。

また、受援を終了した場合は、「**受援状況報告書**」(様式4)を作成し、人的受援調整担当に報告する。

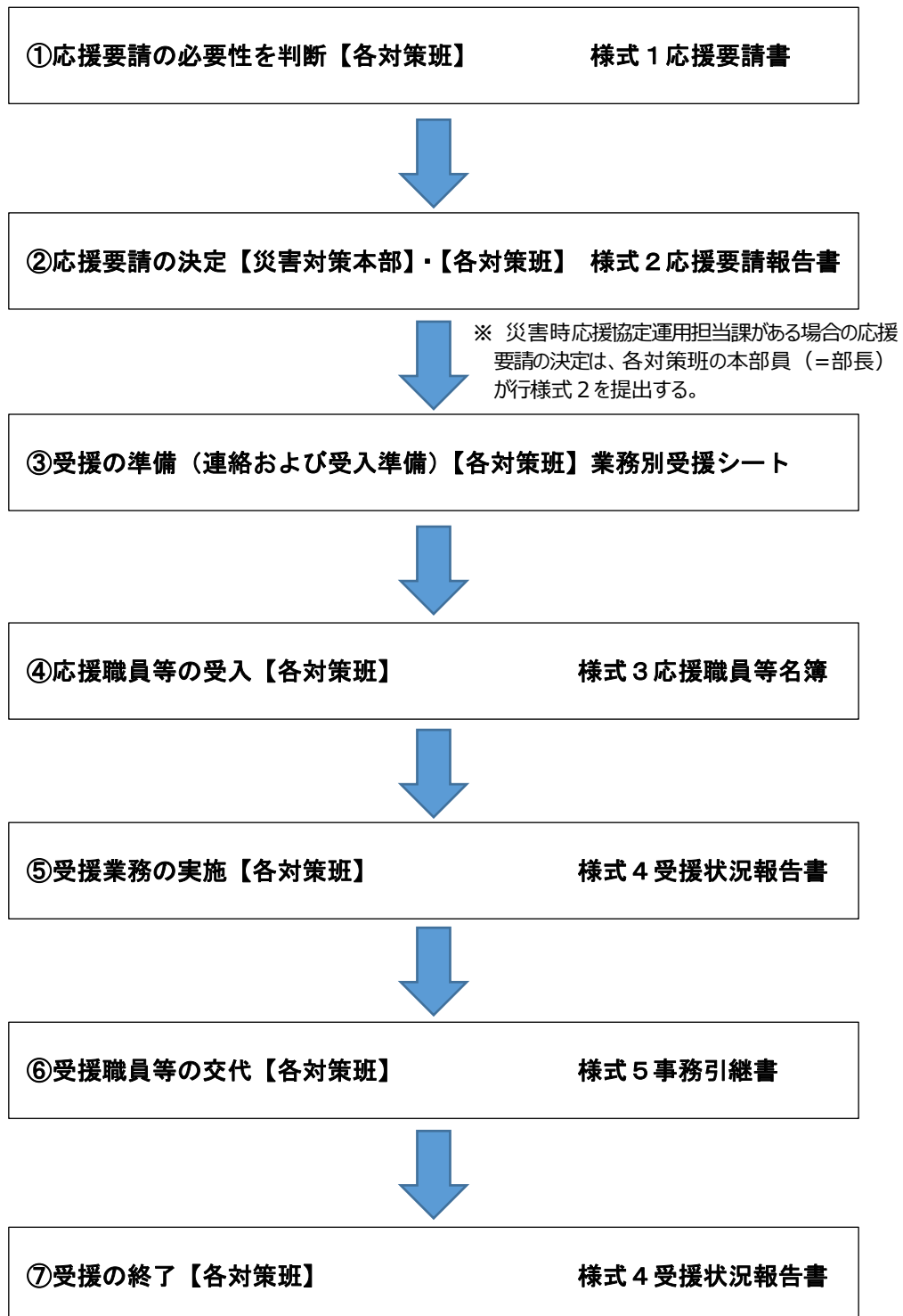
人的受援調整担当は、対策班受援担当からの情報を集約し、本部会議に報告するとともに、本部会議において本計画における受援終了時期を決定する。

(6) 応援の申し出への対応

外部から、応援の申し出があった際には、当該業務を所管する各対策班が団体等との連絡調整や受援の判断等を行う。

ただし、応援内容が複数の所管に係る場合は、人的受援調整担当が窓口となり、団体等との連絡調整や受援の判断等を行い、各対策班へ引き継ぐこととする。

■ 人的応援要請手順フロー



5. 災害ボランティアの受け入れ体制

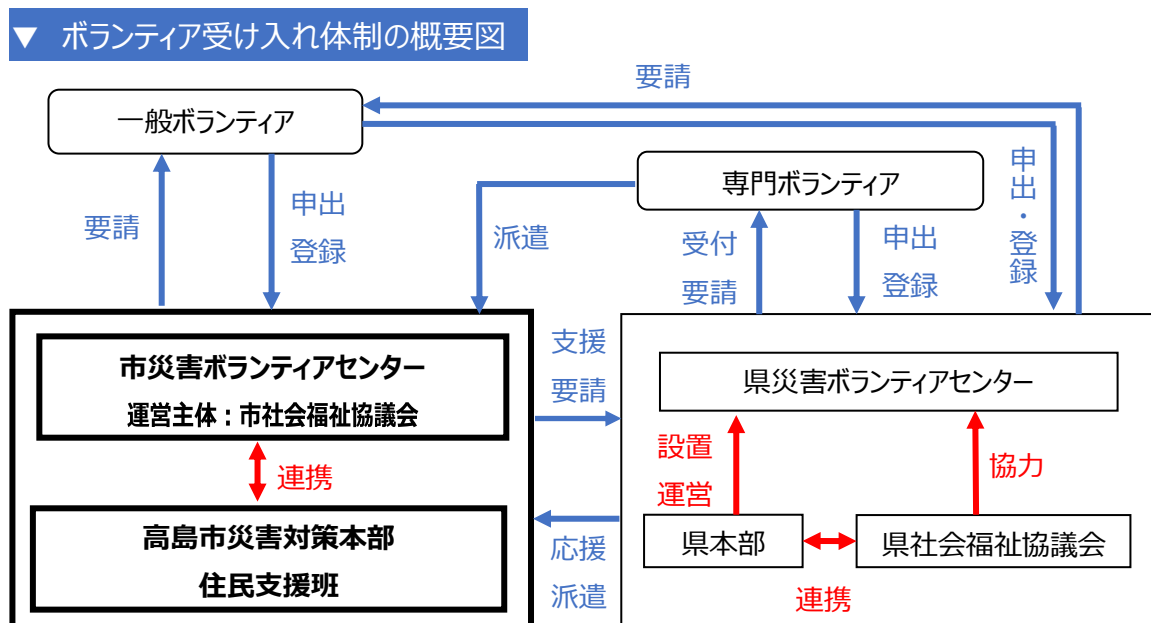
住民支援班は、市社会福祉協議会等と連携して市災害ボランティアセンターを設置し、その運営は、市社会福祉協議会が主体として行う。

市災害ボランティアセンターがボランティアの総合窓口となり、地域ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、派遣調整、派遣されたボランティアの指揮など総合的な管理を行う。

(1) ボランティア活動の範囲

市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を必要とする自治会や避難所等の要請内容を確認し、必要に応じ次の活動を実施する。

- ・ 炊き出し
- ・ 救援物資の仕分け・搬送
- ・ 避難所での活動（避難所運営支援など）
- ・ 情報収集・伝達
- ・ がれき、廃棄物等の撤去作業 等



■各対策班が担当する人的受援

班名	所属部	事務分掌
本部運営班	政策部	○自衛隊等の派遣要請および受入調整等 ○災害応援協定先への連絡調整および応援要請 ○災害救助法の適用申請
	総務部	○市外避難の場合の受入れ先自治体との連絡 ○他機関および災害応援協定先等への応援要請 ○国・県および防災関係機関等との連絡調整 ○警察・消防・消防団との連絡調整 ○応援部隊の受入れ（宿舍等の斡旋）
被害対応班	都市整備部	○建築士協会等所管団体・事業所との連絡 ○電力、電話およびガス施設の応急対策および事業者との連絡調整 ○日本下水道協会滋賀県支部および滋賀県下水道公社との連絡調整、応援要請 ○他の水道および下水道の事業体、関連団体・業者との連絡調整、応援要請 ○建設業協会等所属団体・事業所との連絡および協力要請 ○応急作業従事者の応援要請 ○他市町および他府県への災害支援要請 ○民間下水道業者への応援依頼 ○滋賀県水道災害対策本部との連絡調整および応援要請 ○他市町および他府県への給水支援要請 ○民間水道業者への応援要請
	農林水産部	○農協、漁業者団体、森林組合等との連絡
住民支援班	健康福祉部	○日本赤十字社、社会福祉協議会、社会福祉法人その他の福祉団体、事業所等との連絡 ○ボランティアセンターとの連絡調整（人的支援） ○民生委員・児童委員および自治会役員等への安否確認の協力依頼 ○市民相談窓口の設置、運営、その他住民等からの問い合わせ、相談、要請の対応 ○医療救護本部体制の開設、運営（保健所、医師会等との連絡調整、応援要請、医療チーム派遣協力要請、医療救護活動）
	子ども未来部	○保護者および関係団体への応援要請
物資調達班	教育総務部	○漁業者ルートによる湖上輸送船舶借上げに係る協力要請 ○商工業者の被災調査および応急対策への協力要請 ○商工会、観光協会等との連絡調整および協力要請 ○大規模集客事業所、ホテル・旅館等宿泊施設等との連絡
	教育指導部	○被災者、作業隊員に対する炊き出し等
環境衛生班	環境部	○廃棄物の処理対策
	市民生活部	○各地区への連絡、調整および協力要請
地区本部	各支所 新旭振興室	○地域における関係団体等への活動要請 ○市本部に対する救出救助活動の応援要請等
消防班	消防本部	○防災関係機関との連絡調整 ○県内応援（緊急消防援助隊） ○傷病者の輸送計画（DMAT）

※高島市地域防災計画より抜粋

第3章 物的受援

1. 物的受援の体制

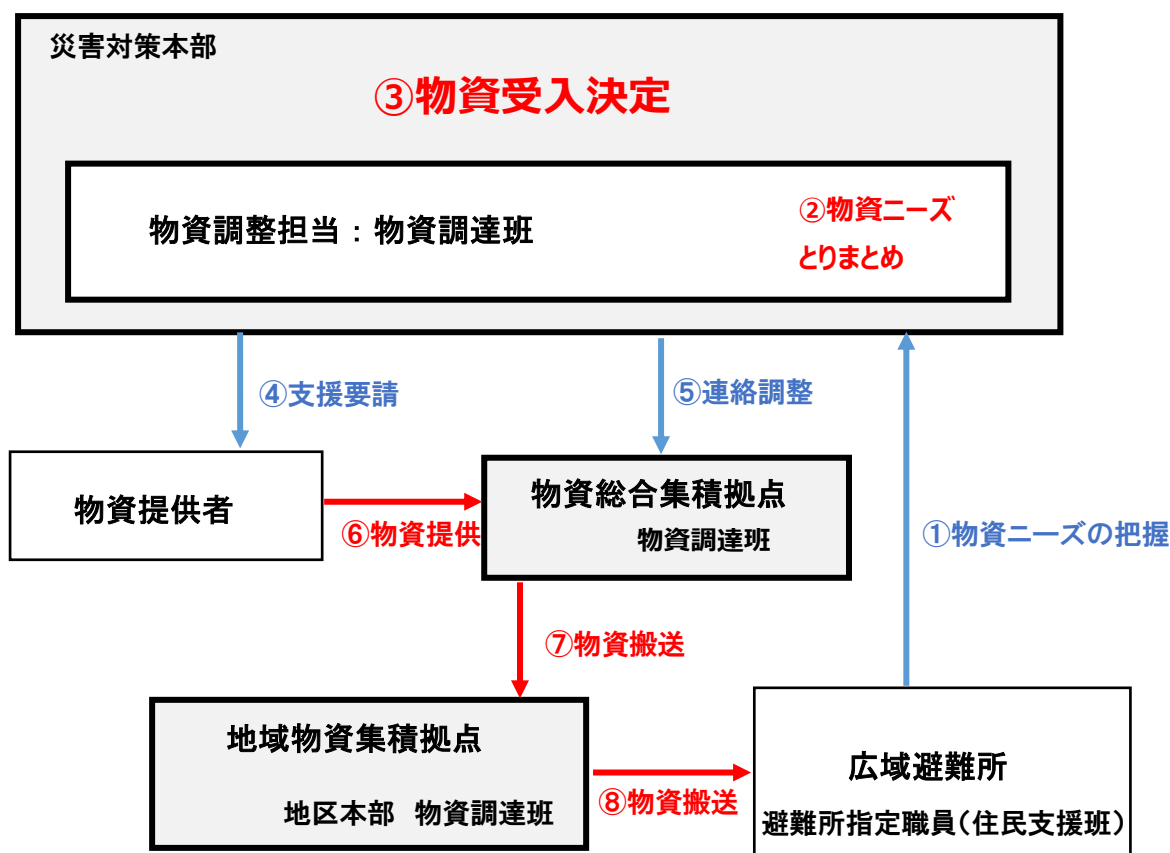
大規模災害が発生した場合、被災者を支援するため大量の食料、飲料水、生活必需品等の生活関連等物資を受入れ、避難所等に配送する必要がある。

発災直後は市場流通機能が麻痺し、必要な物資が用意できない可能性が高いことから、市で1日分の食料・生活必需品を備蓄しているが、国・県からの支援物資や災害時相互応援協定団体からの支援物資の受け入れを行う必要がある。

物資の集荷場所の確保や受付については物資調達班が、物資の輸送車等の手配や関係機関への応援要請については、本部運営班が行う。

なお、予め、物資総合集積拠点をびわ湖こどもの国と今津総合運動公園に、地域物資集積拠点および備蓄拠点を各地域防災センターと定め、物資受入時の業務及び役割分担について整理する。

▼ 物的受援体制の概要図



2. 物資の受け入れ手順

(1) ニーズの把握

各避難所等において、地区本部や住民支援班が避難者の数やニーズから必要物資の品目と数量を整理し、**物資要請書（様式 6）**を作成し、物資調整担当へ要請する。物資調整担当は物資要請をリスト化して避難所ごとに取りまとめる。

(2) 物資の調達

物資調整担当は、物資要請に対し備蓄物資で対応可能かを確認し、外部への要請の必要性を判断する。備蓄物資が不足する場合は、災害対策本部に報告し、本部運営班が**物資要請・発注書（様式 7）**を作成して、国や県、災害時応援協定団体等へ物的支援を要請する。

(3) 物資の受け入れ準備

物資調整担当は、物資総合集積拠点（今津総合運動公園・びわ湖こどもの国）の施設管理者へ施設の被災状況等を確認し、開設の許可を得る。物資総合集積拠点および地域物資集積拠点（防災センター）に物資調達班を派遣し、物資受入のために必要な搬入トラックの出入口や導線、荷下ろし場所を検討し、保管スペースの確保やフォークリフトの調達など準備しておく。

(4) 物資の受け入れ

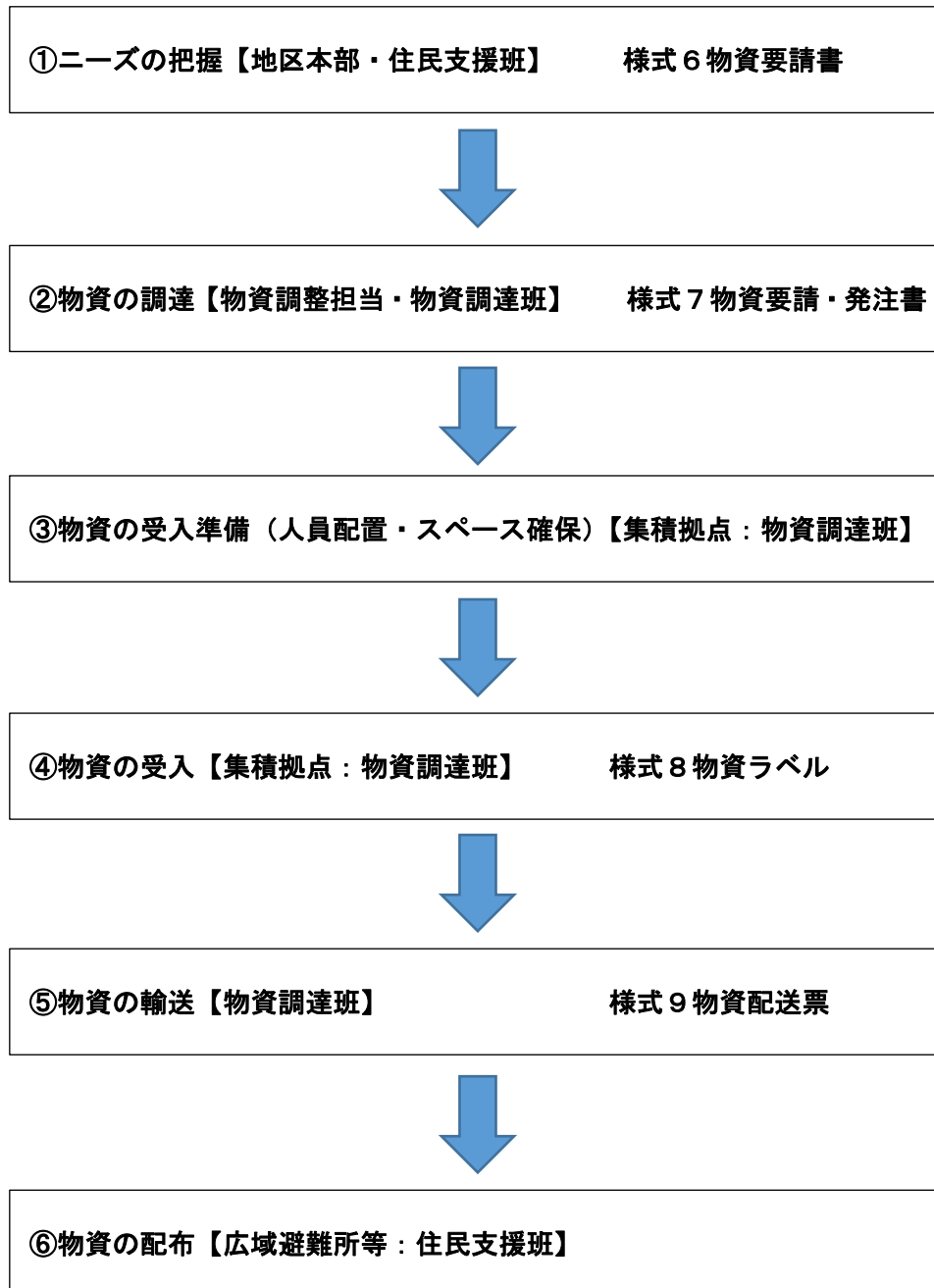
外部からの物資の受け入れは、物資総合集積拠点で行い、物資調達班は受け入れた物資を検品して**物資ラベル（様式 8）**を作成して、内容が分かるようにしておく。

また、類似の物資ごとに仕分けを行い保管し、リストを作成して定期的に物資調整担当に報告する。なお、地域物資集積拠点および広域避難所等の受け入れについても同様に保管し、リストを作成して物資調達担当に報告する。

(5) 物資の輸送

物資輸送に必要な車両の手配や災害時応援協定団体等への要請は、本部運営班が調整し、物資調達班で**物資配送票（様式 9）**を作成して物資総合集積拠点から地域物資集積拠点へ、地域物資集積拠点から各広域避難所等へ物資を搬送する。

■ 物資の受け入れ手順フロー



3. 支援物資の種類

① プッシュ型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、予測に基づき緊急に物資を供給する輸送方法であり、被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえ、現地で要望が発生していると予想される支援物資を消防庁、厚生労働省、農林水産省および経済産業省が被災都道府県に供給する。基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは液体ミルク、乳幼児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目となる。

■ 国のプッシュ型支援の概要

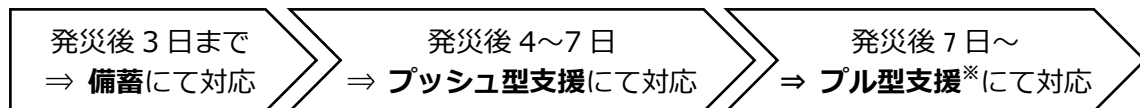
品目 (8品目)	食糧、毛布、育児用調製粉乳、乳児・幼児用おむつ、大人用おむつ 携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品
支援量	発災後4日目から7日目までに必要となる量 (発災から3日間は被災都道府県内の備蓄で対応することを想定)
配送時期・場所	遅くとも発災後3日目までに対象都道府県の広域物資輸送拠点に対して支援量の全部又は一部を配送

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会 平成29年6月23日)より

② プル型支援

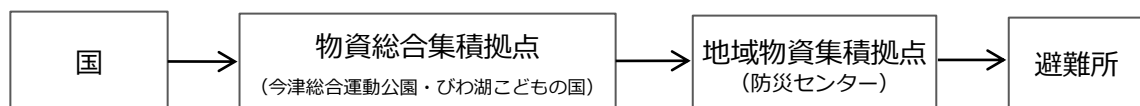
支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法であり、被災地からの物資要請やニーズ情報に基づき物資内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで支援物資を確保し供給する。

◎ 物資調達の方



※プル型支援は、被災自治体自らが物資の必要量を把握し外部へ要請をすることで、被災地に物資を輸送するもの

◎ 物資の流れ



4. 物資支援の拠点

市は大規模災害発生後、速やかに物資総合集積拠点（今津総合運動公園・びわ湖こどもの国）を開設するとともに、住民支援班で拠点運営と輸送のチームを編成し、発災2日目以降、県や国等から提供される物資を物資総合集積拠点で受領し、地域集積拠点（防災センター）に配分し、各避難所で避難者等に円滑に提供する。

広域避難所外避難者は、（家庭や区・自治会等で）努めて平素から準備してきた備蓄物資を使用してもらうが、備蓄品が使用不能となった場合や、準備ができていない避難者に対しては、広域避難所を通じて配布する。また、被災していない市民であっても、流通の停止により物資が欠乏した際には、広域避難所を通じて支援物資を配布することとする。

■ 拠点施設

種 類	施設名
物資総合集積拠点	今津総合運動公園、びわ湖こどもの国
地域集積拠点	各地域防災センター
輸送範囲	地域集積拠点、広域避難所、福祉避難所
県備蓄物資保管場所	滋賀貨物運輸株式会社湖西営業所

■ 各対策班が担当する物的受援

班名	所属部	事務分掌
本部運営班	政策部	○災害応援協定先への連絡調整および応援要請
	総務部	○他機関および災害応援協定先等への応援要請 ○国・県および防災関係機関等との連絡調整
被害対応班	都市整備部	○応急処置資機材の確保 ○災害復旧車両、応急災害対策用資機材の借上げ ○他市町および他府県への給水支援要請
	農林水産部	○農協、漁業者団体、森林組合等との連絡（重機等）
住民支援班	健康福祉部	○日本赤十字社、社会福祉協議会、社会福祉法人その他の福祉団体、事業所等との連絡 ○救護所運営のために必要な医薬品・医療用資機材等の調達・供給 ○ボランティアセンターとの連絡調整（義援物資）
物資調達班	教育総務部	○災害救援物資等の集荷場所確保、受入および分配手配 ○漁業者ルートによる湖上輸送船舶借上げに係る協力要請
	教育指導部	○農業協同組合および漁業協同組合との連絡調整、応援要請（食料等）
環境衛生班	環境部	○仮設トイレの設置、手配および管理 ○廃棄物の処理対策
地区本部	各支所 新旭振興室	○地域における関係団体等への活動要請

※高島市地域防災計画より抜粋

第4章 応援を受け入れるうえでの心構え

1. 躊躇ない応援の要請

近年の災害時における応援職員等の派遣要請の実態として、被害状況が見通せず要請する業務内容とその必要人員数が定まらないため、積極的に要請を行わないことや遅れが生じるといった事例がみられる。しかしながら、被災地の職員だけで災害対応を行うことは困難であり、職員に過度な負担をしいることとなることから、空振りを恐れることなく躊躇ない応援の要請が重要となる。

2. 災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測、計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整・統制・管理などのマネジメント業務が不可欠である。

3. 応援職員等の受け入れと管理・配置調整

応援職員等が行う業務を明確化しておき、要請時に速やかに業務配置ができるようにしておく。また、時間の経過や災害状況の変化などに伴い、要員の過不足が生じないよう、応援職員等がどの業務に何人派遣されているのか、応援職員等の健康面に問題がないかなど把握し、適宜配置の調整を行うことが重要である。

4. 業務を任せきりにしない

受援対象業務は応援職員等の意見・助言を尊重しつつ取り組むが、応援終了後は被災地職員が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしないことが重要である。

業務の意思決定者は、原則、被災地職員とし、応援職員等が撤収するまでに業務の引継ぎによって知見の継承をしておく必要がある。応援職員等にいつまでも頼ることなく、被災地の職員や事業者等で対応できる体制を整えていく努力が求められる。

第5章 平時からの取り組み

1. 受入れ体制の準備

各部・課は、発災時に迅速かつ円滑に応援を受入れるため、以下のとおり、受入体制の準備を行うものとする。

- ・災害時をイメージし、応援が必要となる業務を把握しておくこと。
- ・応援職員等の執務スペースをあらかじめ検討しておくこと。
- ・応援職員等の宿舍・野営地・駐車場の候補地をあらかじめ検討しておくこと。
- ・地図、資料、資機材、業務ごとのフローやマニュアルをあらかじめ用意しておくこと。

2. 応援協定の実行性強化

各部・課は、災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先と事前に調整・協議を行うものとする。

3. 継続的な計画の見直し

本計画は、PDCA サイクルにより、研修や訓練を重ねながら明らかになった課題を洗い出し、改善していく。また、研修・訓練等を通じて職員一人一人が応援に対する理解を深め、災害時における応援の重要性を理解したうえで平常時から受援業務に対する意識向上に努め、災害時受援計画になじんでいくことにより、組織への定着を図ることとする。

■災害時の応援協定先一覧表

分類	協定名	協定締結先	協定締結内容<概要>
地方公共団体	滋賀県市長会災害相互応援協定	滋賀県下の12市 (大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、野洲市、東近江市、米原市)	食糧、飲料水及び生活必需物資・資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
地方公共団体	災害時の相互応援に関する協定	大阪府吹田市	救助および応急復旧に必要な職員の派遣 生活必需物資ならびに資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 車両の提供 避難者および傷病者等の受入
地方公共団体	災害時の相互応援に関する協定	大阪府守口市	救助および応急復旧に必要な職員の派遣 生活必需物資ならびに資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 車両の提供 避難者および傷病者等の受入
地方公共団体	災害時の相互応援に関する協定	福井県若狭町	救助および応急復旧に必要な職員の派遣 生活必需物資ならびに資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 車両の提供 避難者および傷病者等の受入
地方公共団体	災害時の相互応援に関する協定	福井県小浜市	救助および応急復旧に必要な職員の派遣 生活必需物資ならびに資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 車両の提供 避難者および傷病者等の受入
医療・救護	災害時の医療救護活動に関する協定	高島市医師会	医療救護班の派遣 傷病者の傷病度の判定と応急措置 傷病者の収容医療機関への搬送要否および搬送優先順位の決定 死亡の確認および死体検案の協力
医療・救護	災害時の医療救護活動に関する協定	高島市歯科医師会	歯科医療救護班の派遣 傷病者に対する応急措置 口腔衛生活動
医療・救護	災害時の医療救護活動に関する協定	高島市薬剤師会	薬剤師班の派遣 医薬品等の確保・供給業務 救護所・集積所等での医薬品等の保管管理 避難所における一般用医薬品の提供
応援復旧活動	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	社団法人滋賀県建設業協会高島支部	公共土木建築施設の応急復旧 人命救助 応急仮設住宅の建設 被災住宅の応急修理等
応援復旧活動	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	停電対応や広域避難所(公共施設)の電気設備の復旧
廃棄物処理	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること 災害廃棄物等の収集運搬に関すること 災害廃棄物等の処分に関すること
通信	アマチュア無線による災害時応援協定	高島アマチュア無線非常通信ネットワーク	安定した通信手段の確保と被害情報の入手・伝達
通信	防災への取り組みに関する協定書	GoogleIrelandLimited	被災地における安否情報発信・検索 避難所情報・避難ルートおよびガス・水道・道路など各種ライフラインの状況の広報等
通信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	避難所情報の広報 被害状況、ライフライン、ボランティアの受入情報の広報 避難勧告等の防災情報の広報 必要物資に関する情報の広報
通信	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	関西電力送配電株式会社滋賀支社	道路啓開や電気設備等の復旧に係る措置の支障となる障害物の除去等を実施する ・通行の支障となる電気設備等の除去 ・技術員を派遣し電气的な安全措置を実施 ・管理する道路において障害物の除去
燃料	エルピーガスに係る災害応援復旧に関する協定	社団法人滋賀県エルピーガス協会高島支部	LP ガスの使用が必要となった場合に供給
燃料	災害時における燃料の供給等に関する協定	滋賀県石油商業組合高島支部	応急対応車両や緊急車両への燃料供給 広域避難所で使用する資機材等への燃料供給 給油所での帰宅困難者等の支援
物資調達	災害時における生活物資の調達に関する協定	生活協同組合コープしが	災害時の生活物資の供給
物資調達	災害時の応急対策に関する協定	レーク滋賀農業協同組合	JA が所有する施設や場所の提供 物資の供給や資機材の提供
物資調達	災害時における物資供給に関する協定	(株)アヤハディオ	緊急対応可能な物資の供給
物資調達	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ	緊急対応可能な物資の供給
物資調達	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コソリ災害対策センター	緊急対応可能な物資の供給
輸送・物流	災害時における物資等の輸送に関する協定	社団法人滋賀県トラック協会湖西支部	生活必需品等の輸送業務 応急対策実施のために必要な資機材の輸送
輸送・物流	災害時の漁船による人命救助および物資等の輸送に関する協定	高島市漁業振興連絡会	負傷者または自力避難困難者の搬送 食料、日用品等の物資の輸送
その他	災害対策時の施設利用に関する協定	高島警察署	災害時「高島警察署」が使用できなくなった場合に、「天津図書館」を執務室として提供
その他	水難事故発生時の捜索等に関する協定	高島市漁業振興連絡会	漁業活動中の水難事故発生時の通報 市が行う捜索活動への協力
その他	緊急事態における隊友会の支援に関する協定	公益社団法人隊友会滋賀県隊友会高島支部	国民保護措置の実施に必要な援助 広域避難所の開設・運営協力
その他	災害時における避難施設等の安全確認に関する協定	滋賀県建築士会担当地区高島地区委員会	防災拠点となる庁舎、消防署、保健センター及び救護拠点となる病院並びに避難施設の安全確認作業
その他	日本郵便株式会社 高島市内郵便局及び堅田郵便局との連携・協力に関する協定	16 郵便局 高島市内各郵便局(15局) 堅田郵便局	災害時における相互協力 見守りネットワーク事業に関すること 道路の環境情報に関すること 子どもの安全対策に関すること 不法投棄の情報提供に関すること



高島市災害時受援計画

発行：滋賀県高島市

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL0740-25-8133

編集：政策部危機管理局防災課

発行年月：令和6年2月